

環境省水・大気環境局の組織再編について

環境省水・大気環境局総務課

環境省では、令和5年7月に、水・大気環境局の組織を大きく再編した。

現在の水・大気環境局は、かつての公害行政の中心的存在であり、環境庁時代の大気保全局・水質保全局の2局体制、平成12年度の省庁再編後の環境管理局及び水環境部の設置を経て、平成17年10月に、水・大気環境局へと変遷してきた。

今般、環境省のミッションである「不変の原点の追求」及び「時代の要請への対応」に向けて、より効果的かつ重点的な政策展開が可能となるよう、同局に新たに「環境管理課」「モビリティ環境対策課」「海洋環境課」を設置した(下図参照)。本稿では、このうち、環境管理課及び海洋環境課について重点的に紹介する。

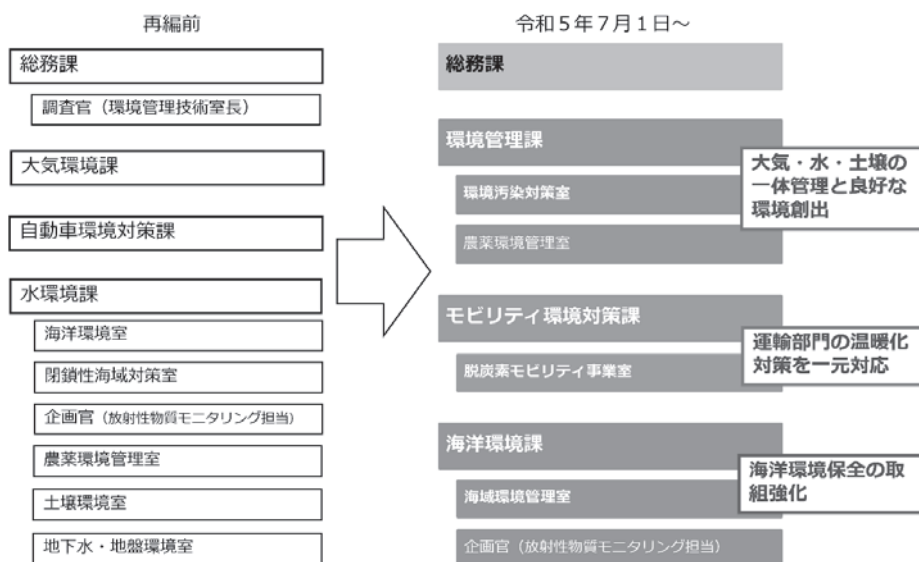


図1: 環境省水・大気環境局における組織の編成

まず、従来、大気・水・土壌といった環境媒体ごとに課室が分かれていたところ、これらの媒体を一体的に管理できるよう、環境管理課を設置した。同課の下には、環境汚染対策室を設置しており、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等を所管し、公害防止のための施策を一元的に行う。また、PFAS(ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称)問題に対応するため、PFAS 対応チームを設置している。令和5年7月に「PFAS に関する今後の対応の方向性」(PFAS に対する総合戦略検討専門家会議)を公表し、これを踏まえ、環境モニタリングの強化や科学的知見の充実を進めている。また、農薬環境管理室において、引き続き、農薬取締法に基づく農薬の評価等を行っていく。これらに加え、本年4月には、厚生労働省から、水道行政が国土交通省及び環境省に移管されることとなっており、環境省が水道水質基準の策定等を所管することとなったことを受け、同課の下に、新たに水道水質・衛生管理室を設置し、水環境保全と一体的に取り組んでいく。

次に、水環境の中でも、海洋等におけるマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染状況の実態把握・発生抑制対策や東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海域モニタリングなどの政策課題を

始め、海洋環境保全の取組を強化するため、海洋環境課を設置した。同課の下には、瀬戸内海環境保全特別措置法等を所掌していた閉鎖性海域対策室を発展させ、海域環境管理室を設置し、きれいで豊かな海づくりを目指した政策を展開する。また、2024 年中のとりまとめを目指して進められているプラスチック汚染対策条約交渉について、国際的な議論をリードすべく、プラスチック条約交渉チームを設置している。

このほか、環境保全上の支障の防止に加えて、地域住民のウェルビーイングや地域の魅力度の向上などにつながる良好な環境の創出に向けた新たな政策展開を検討するため、局内横断の組織として「良好な環境創出チーム」を設置している。豊かな水辺を始めとした地域特有の自然の保全、生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理、水道水源となる森や川から海に至るまでの流域一体的な保全等、従来の公害行政の概念にとらわれない政策を推進していく。

これらの新たな体制、及び交通公害対策や運輸部門の脱炭素化を推進するモビリティ環境対策課の下、地域の関係者の御協力を得つつ、環境行政の「不変の原点の追求」及びウェルビーイングを始めとした「時代の要請への対応」の観点から、水・大気環境行政を強力に推進していく。